

# 平成27年第4回足寄町議会臨時会議事録（第1号）

平成27年8月3日（月曜日）

## ◎出席議員（13名）

1番	熊澤芳潔君	2番	榊原深雪君
3番	多治見亮一君	4番	木村明雄君
5番	川上初太郎君	6番	前田秀夫君
7番	田利正文君	8番	高道洋子君
9番	高橋健一君	10番	星孝道君
11番	高橋秀樹君	12番	井脇昌美君
13番	吉田敏男君		

## ◎欠席議員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	櫻井光雄君
住民課長	沼田聡君
経済課長	村田善映君
建設課長	阿部智一君

## ◎教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	藤代和昭君
教育次長	寺地優君

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	大貫裕弘君
事務局次長	阿部泰子君
総務担当主査	児玉壮生君

## ◎議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名＜P 4＞
- 日程第 2 会期の決定＜P 4＞
- 日程第 3 行政報告（町長）＜P 4～P 5＞
- 日程第 4 報告承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて〔平成 27 年度足寄町一般会計補正予算（第 3 号）〕＜P 5～P 6＞
- 日程第 5 議案第 76 号 小型除雪車（雪寒機械）購入売買契約について＜P 6～P 7＞
- 日程第 6 議案第 77 号 中学校教員住宅新築（建設主体）工事請負契約について＜P 7～P 8＞
- 日程第 7 議案第 78 号 足寄町学習塾設置及び管理に関する条例の制定について＜P 8～P 14＞
- 日程第 8 議案第 79 号 足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について＜P 14～P 16＞
- 日程第 9 議案第 80 号 平成 27 年度足寄町一般会計補正予算（第 4 号）＜P 16～P 18＞

午前10時00分 開会

### ◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成27年第4回足寄町議会臨時会を開会をいたします。

町長安久津勝彦君から招集の御挨拶がございます。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、第4回臨時会招集に際しまして一言御挨拶を申し上げます。

この間、大変まちにとっても大変重要事項であります、また、行方を注視をしていましたTPPの関係でありますけれども、新聞報道によりますと、合意には至らなかったということでございます。

ただ、漏れ伝わる内容を見ますと、小麦の関係、あるいは牛肉の関係、乳製品の関係等々を含め、今後の成り行きによっては大変なことになるのではないのかということで危惧をしております。

先週も、十勝の活性化推進期成会のほうで札幌あるいは東京のほう、要請活動をしてまいりました。

何といっても一番やっかいなのは、内容が全く改善がされていないということでありますから、ちょっと不安が募るばかりでありますけれども、いずれにしても今後の動向を注視をしていきたいというふうに思っております。

そういった中、少しうれしい報告も受けております。

紹介させていただきますと、7月24日、音更の家畜共進会場で開催されました十勝の総合共進会の中で、足寄町の和牛、結構たくさん部門があるわけでありまして、その中で3部門で1等1席を獲得しまして、またそのうち経産牛の部門では最高位を獲得をしたという、こういううれしいニュースも届いております。

それから、これまた心配をしておりました、ことしの小麦の収穫の関係でありますけれども、7月23日から収穫が開始されまして、途中経過、きのう段階で進捗率が87.5%。そういう中で、単収につきましては、現状12.08ということで、これまでの経過、平成16年以降の経過を見ましても、これはまさしく豊作の気象で推移をしているということでもあります。

なお、最終的には、製品化をしたときに歩どまりどこまでがどのぐらいになるかということでもありますけれども、これも現状の予想でいきますと、過去の例から推計した予想でいきますと、単収10俵を超えるのではないのかという予測ということでもありますから、このまま何とか推移をしていただきたいなと。

恐らく、作業的には、進捗状況からいきますと、きょう、あすぐらいで全て収穫を完了するのではないのかなと、こんなふうに思っているところでございます。

次に、本日予定をしております案件について、若干説明をさせていただきます。

この後、議長のお許しをいただいた後に行政報告を1件予定しております。

それから、報告承認案件が1件、議案といたしまして5件予定しております。

なお、この議案5件のうち、6月定例会で執行方針で表明させていただきました、足寄高校存続に向けた一つの策として、公設民営塾、これを設置をしたいということで明らかにしてきたところでありますけれども、きょうの議案の中におきまして、この公設民営学習塾の設置及び管理に関する条例の制定の関係、さらにはこの施設の運営にかかわる指定管理者の指定について、提案を申し上げますので。

これは、私にとっても、足寄高校、これは何としてもなくすわけにはいかないというふうに思っていますから、一つの方策として提案をさせていただきますので、御審議を賜りますよう特にお願いを申し上げまして、開会に

当たっての招集に際しての御挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### ◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、5番川上初太郎君、6番前田秀夫君を指名をいたします。

#### ◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 本日開催されました第4回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日1日間であります。

本日は、最初に町長から行政報告を受けた後、報告承認第4号と、議案第76号から議案第80号までを即決で審議いたします。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### ◎ 会期の決定

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日、1日間に決定

をいたしました。

#### ◎ 行政報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、行政報告を申し上げます。

雌阿寒岳の噴火警戒レベルの引き上げについてでございます。

平成27年7月28日、午後4時に札幌管区气象台から雌阿寒岳の火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表されましたので、その内容と足寄町の対応等につきまして御報告をいたします。

札幌管区气象台の発表によりますと、雌阿寒岳では7月26日からポンマチネシリ火口付近の浅いところを震源とする身体には感じない程度の微小な火山性地震が増加し、27日の上空からのヘリコプター観測、28日の現地調査の結果、ポンマチネシリ火口付近で地熱域が拡大し、噴煙の勢いも増加していることが認められたことから、火山活動が活発になっており、今後ごく小さな噴火が発生する可能性があるとの分析が行われ、噴火警戒レベルの1から2への引き上げが行われました。

防災上の警戒事項等としましては、ポンマチネシリ火口から約500メートルの範囲では、ごく小さな噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒することと、風下側では火山灰や小さな噴石が風に流されて降るおそれがあるため注意してくださいとの御内容であります。

なお、前日の7月27日午前10時30分には、札幌管区气象台から火山の状況に関する解説情報により、雌阿寒岳ポンマチネシリ火口付近の浅いところを震源とする震幅の小さな火山性地震が増加しており、火山活動の

高まりが見られるとの発表がありました。

この7月27日の発表を受け、釧路市と協議の上、火山性地震が増加しているので十分注意してくださいという内容の注意喚起看板を同日午後2時30分までに野中温泉コース及びオンネトーコースの登山口に設置するとともに、雌阿寒温泉、オンネトー茶屋、キャンプ場、観光協会、さらに茂足寄自治会長及び上螺湾自治会長等に、火山性地震が増加しているため登山をされる方への注意喚起は必要ですが、麓では特に対応する必要はありませんとの内容を電話等によりお伝えをいたしました。

また、あわせて噴火警戒レベルが2に上がった場合の規制内容や住民周知方法等について、釧路市と事前協議を行いました。

7月28日午後4時の噴火警戒レベル2の発表を受け、同時刻に雌阿寒岳のポンマチネシリ火口からおおむね500メートルの範囲、登山ルートで7合目より上の立入り規制を決定をし、7合目以上の立入禁止と、麓の雌阿寒温泉やオンネトー周辺等は安全ですとの防災無線による全町放送と携帯電話へのエリアメールの配信、町ホームページへの掲載を行いました。

また、登山口や雌阿寒温泉、キャンプ場等に噴火警戒レベルが2となり、7号目以上立入禁止の看板設置を午後5時30分までに終え、登山ルートの看板設置や7号目までのロープ規制は、翌日29日の午後1時まで完了いたしました。

7月29日、午前阿寒湖畔で行われた札幌管区気象台による自治体向け説明会によりますと、24時間の火山性地震の回数は7月26日、27日ともに180回を超えていましたが、28日に43回に減少したものの、ポンマチネシリ96-1火口の地熱域の拡大と噴煙の勢いの増加、山体内部の温度上昇等を総合的に判断して、レベル2に引き上げたとのことで、平成18年、平成20年の小規模な水蒸気噴火時の状況と似ており、月単位で時間をかけて様子を見ていく必要があると

の説明がありました。

今後、釧路地方気象台の協力をいただき、雌阿寒温泉、茂足寄及び上螺湾地区の住民を対象に、雌阿寒岳の火山活動に関する住民説明会の開催を予定しております。

噴火警戒レベル2では、7号目より下では噴火による危険はないものと考えておりますが、今後とも雌阿寒岳火山防災会議協議会を中心に関係機関と連携し、さらに雌阿寒温泉地区の皆様と情報共有を図り、人命尊重と風評被害を食いとめるため、正確な情報を的確に提供するとともに、噴火への警戒に努めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告といたします。

○議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

#### ◎ 報告承認第4号

○議長（吉田敏男君） 日程第4 報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規程により、下記のとおり専決処分したので同条第3項の規程により、これを報告し、承認をお願いするものでございます。

専決処分書。平成27年度足寄町一般会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分する。

理由でございますが、予算の補正をする必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規程により、専決処分したものでございます。

専決処分した補正予算の内容について御説

明申し上げます。

4ページをお願いいたします。

第3款民生費、第2項老人福祉費、第4目介護保険助成費、第19節負担金、補助及び交付金で予算計上しておりました、介護職員初任者研修事業補助金237万6,000円を委託事業として実施することといたしましたことにより、第13節委託料に同額で組みかえたものでございますので、歳入歳出の総額に変更はございません。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

ただいまの報告に対して、質疑を行います。

4ページをお開きください。

歳出から進めます。

款で進めます。

第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、報告承認第4号専決処分の承認を求めることについて、平成27年度足寄町一般会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり承認されました。

#### ◎ 議案第76号

○議長（吉田敏男君） 日程第5 議案第76号小型除雪車購入売買契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第76号小型除雪車（雪寒機械）購入売買契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年7月22日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した小型除雪車（雪寒機械）購入について、下記のとおり売買契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決をお願いするのでございます。

契約の目的は、小型除雪車（雪寒機械）購入でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、2,114万6,400円でございます。

契約の相手方は、帯広市西22条北1丁目2番地28号、北海道川重建機株式会社帯広支店、支店長大平好則氏でございます。

納入期限につきましては、平成28年2月29日でございます。

6ページに外観図を貼付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくようお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。  
質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。  
これから、討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。  
これから、議案第76号小型除雪車(雪寒機械)購入売買契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第76号小型除雪車(雪寒機械)購入売買契約についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第77号

○議長(吉田敏男君) 日程第6 議案第77号中学校教員住宅新築(建築主体)工事請負契約についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第77号中学校教員住宅新築(建築主体)工事請負契約について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成27年7月29日、足寄町財務規則に基づき指名競争入札に付した中学校教員住宅新築(建築主体)工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

契約の目的は、中学校教員住宅新築(建築主体)工事でございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約でございます。

契約の金額は、6,609万6,000円。

契約の相手方は、足寄町南1条4丁目6番地2、株式会社森下組代表取締役森下郁男氏でございます。

工期は、平成28年1月25日でございます。

工事概要でございますが、木造2階建て、1棟4戸、延床面積326.6平米でございます。

工事場所は、足寄町南4条1丁目10番地外でございます。

8ページから10ページに配置図、平面図等を貼付しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第77号中学校教員住宅新築(建築主体)工事請負契約についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第77号中学校教員住宅新築（建築主体）工事請負契約についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第78号

○議長（吉田敏男君） 日程第7 議案第78号足寄町学習塾設置及び管理に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第78号足寄町学習塾設置及び管理に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、足寄高校生を対象とした学習塾の設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

条例の内容について、御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

足寄町学習塾設置及び管理に関する条例。

第1条はこの条例の趣旨について、第2条は設置目的について、それぞれ規定しております。

第3条は、名称を足寄町学習塾と称し、その位置を足寄郡足寄町南6条1丁目6番地とするものでございます。

第4条は、学習塾で行う授業について規定しております。

第5条から第6条までは、利用者の範囲、利用者の許可、利用権の譲渡等の禁止、利用の制限等を規定しております。

第9条では、利用等に係る料金を別に定めると規定しておりまして、規則で使用料を無料と定めます。

第10条で、利用料等の還付、第11条で損害賠償を規定しております。

第12条、第13条、第14条で指定管理に関する規定をしております。

12ページになりますが、第15条で委任

について規定しております。

附則でございますが、施行期日は公布の日からとし、指定管理者の指定に関する必要な行為について規定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番高道君。

○8番（高道洋子君） 二、三質問いたします。

先ほど、町長のほうから、高校をなくすわけにならない学習塾ということで、全く賛成でございます。

高校生を持つ親にしたら、どれほど喜んでいのかと、助かるかというふうに思うわけでございます。

そこで、質問いたしますけれども、足寄町では何十年にもわたって民間業者の方が塾をなさっていましたし、また今現在も塾をなさっている企業の方も、学習塾の方もいらっしゃるわけです。

そうした中であって、この新設の塾を設立するに当たり、そういう民間の、しかも長年にわたってノウハウも熟知されたそういう業者の方の御意見とか、それから協議、相談、また、その民間業者の方も多分失敗やら成功やらいろいろあったと思うのですが、そういうノウハウ、御相談、そういう協議の経過があったのかどうかを、まず質問いたします。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

塾の開設に当たって、今現在、町内で塾を開設しているところにつきましては、高校生対象ということでの塾の開設はないというふうに事前の調査で認識しておりまして、具体的に御質問にあるように既に塾開設者のほう



と具体の相談をしたのかという部分については、そういう認識でありましたから、そういう協議等については行っておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） わかりました。

それで、私が思うには、足寄町としては新たな町外からの業者を招いて民間の業者と締結して、そして開設するようになっておりますけれども、町民の方からも質問を受けたのですけれども、その民間塾、もともと実績のあったそういう業者さんを、高校の生徒を対象にしていなかったとはいえ、そういういろいろな実績と人脈と交流とノウハウを知っているわけですから、その人をお願いするとか。外から受け入れる前に。そういう考えはあったのかどうか。

そういうふうにしたほうがよかったのではないかなという素朴な疑問が町民の方からもあって、それは、その塾に大変お世話になって、大変実績を自分の子供が上がって喜んで親なのですけれども、そういうことは考えられなかったのかという質問でございます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

一応、今回設置を予定している塾につきましては、当然、民営を圧迫だとかそういうこともあって、ともかく対象については足寄高校生のみと。ですから、小学校、中学校は対象としませんと。

そして、現実は何人来るかというのは、まだ実際に走り出してみなければわからないのですけれども、基本的にはBirth47というところとこの間協議を進めておりますけれども、基本的にはもう1学年から3学年マックスでいきますと全員受け入れということも想定をしているというようなことでございます。

現実、今現在、民間でやられておられるところにつきましては、その指導体制も含め

て、いわばスタッフの問題も含めて、これは全校生徒を対象にということになりますと、これは体制上からも極めてそれは難しいのではないのかと、こういう判断に立ちまして。

この間、ことし改選期ということもあって、なかなかこの情報を開示することにならなかったのですけれども、具体には昨年からの、年末から協議、このような考えもあるのだというようなことも含めて、たまたまお願いを予定しているところにつきましては、方につきましては、社長が足寄町出身の方で、地元足寄高校まで出て、そして札幌の専門学校に行って、そしていろいろな経過があつて社長に就任をしているということで、足寄町の実情も熟知をしている方でございますから、これはもう安心して任せることができるなど。

しかも、全国展開、この塾やっていますから、これはもう能力含めて、もっといえば、資力の関係も含めて、これは十分に期待にこたえていただける業者だなということで選定をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） わかりました。

それで、既存の業者というのは、今現在の方ばかりではないということを入れて発言しているわけなのですけれども、また町民の方から、高校生になると相当、自分の経験からいきましても、学習意欲というか、もちろん高校生から伸びる子もたくさんおりますけれども、できれば中学生、もっといえば小学生、もっと低学年から始めたほうが、よりその子の能力、学力は上がるのだというお母さん方も結構いらっしゃいました。

しかし、町長の思いとしては、足寄高校を救うという大きな観点があるので、今回は高校生対象ということはわかるのですけれども。

今後、より優秀な子供たちを就職させたり進学させるためにも、また、足寄高校へ入ってもらうためにも、今後、低学年への塾の開

設は計画にあるのかどうかということもお聞きしたいと。

また、皆さん、大変それに関心を持って、町民の方はいらっしゃいます。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

結論から申し上げますと、公設民営塾で、現段階で小学生、中学生の対象ということは考えておりません。

それは、何かといいますと、先ほども申し上げたとおり、これは現実、民間の方で塾を開設している方がいらっしゃるわけですから、そこは民業圧迫にもつながりますので、それは考えていないということでございます。

ただ、Birth 47の会社自体として、ひょっとしたらこの先そういうことも含めて可能性がないのかということ、そこは私何とも言えないところでありますけれども。

少なくとも、公設民営塾で小中学生を対象ということは考えておりません。

少しお話をさせていただきますと、なぜこの公設民営塾を設置をしたいということに、そういう考えに至ったかといいますと、実は、足寄の子供たちというのは他の町村と比べても子供の数は多いのです。

ですから、今現在の二間口、すなわち80名なのですけれども、これはちょっと極論になるかもしれませんが、足寄中学校を卒業した子供たちが全員足寄高校に行ってくれば足寄高校がなくなってしまうぞなんていう心配はないのです。

もうちょっとお話させていただきますと、この間、41名を割って一クラスになったというのは、平成23年と26年なのです。このときの子供の数と、23年というのは、足寄中学校62名いたのです。それから、26年については、58名いました。

要は、平たく言いますと、地元にある高校を希望しないで、やっぱり帯広を中心にそちらの進学を選択してきたという経過であり

ます。

もっと平たく言えば、成績優秀なのです。成績優秀な子は、やっぱり将来の進学のことも含めて帯広の柏葉へ行きたい、三条へ行きたい、あるいは南商へ行きたいという子供さんがいて、結果としてそういう結果になってきたということでございます。

ですから、地元の高校への進学率というのは、60%を割ったような状況をずっと続いていたということでもあります。

それで、この間、足寄町の振興会を含めて保護者の皆さん方の足寄高校に望むことは何ですかという、こういったアンケート調査なんかもやっているのです。その中で一番多かったのは、やっぱり学力向上なのです。

そこで、正直言って、私個人としては、学校があって塾というのは、私としてはすんなり塾どんどんやったほうが良いという、これまでもそんなに積極派ではありませんでした。

ただ、現状からいって、やはりこれだけ子供がいるのだから、ましてや思いとしては、高校生ぐらいまでは地元から通えるというのが、そういう条件整備ができれば一番ベストなのかなと、こんなふうにも思っておりますし、それからもっと言えば、足寄高校生に限定をしているという意味は、お隣の町に本別高校あります。私は、ここと競走しようなんていうそんな気はないのです。本別の子供たちも足寄の高校へ来い来い。現段階は、それは考えておりません。

本別だって、子供の数からいけば地元の本別高校に行けば、それぞれが生き残っているのです。

ですから、これはちょっと話大きくなってしまいますけれども、毎年開催をされています、道教委主催によります、公立の高等学校の配置計画、ここでも言わせてもらっているのですけれども、今、私が子供のころというのは、小卒制とあって、やっぱり地域の子供たちは地域の高校に通うというのが原則でありました。

それが、今はもうそういう規制がなくなって希望するところどこにでも行けるという、そういう状況になっていますから。

現象としては、帯広の子供たちが地元の帯広の高校に行けなくて、幕別、音更、芽室、そういうところに、もっといえば最近では上士幌にも来ているという子供もたくさんいらっしゃる。

ですから、私は、一つの問題提起として、学区のことについてももう一度平場に返って議論すべきではないですかというそういう問題提起もさせていただいているところでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、この提案をさせていただいている趣旨というのは、やはり地元の中学校を卒業した子供たちが足寄にある高校に進路希望を選択していただくための条件整備をしたいなど。

もっと言いますと、陸別には高校ありませんから、陸別と足寄の子供たちが進学率100%ということにはならないかもしれませんが、8割ぐらい来ていただければ、70名ぐらいの子供たちは確保できると。

当面、それで私の目標としては、これからまた御承認いただければ、業者のほうとも相談させてもらいたいと思っているのですが、1学年60名の生徒を確保できれば、これは部活も含めて多様な学校運営が可能になるというふうに思っていますので、ぜひその実現に向けて議員の皆様方にも特段の御理解をお願いをしたいなど、そういう思いでございます。

ちょっと長くなりましたけれども、以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 8番高道君。

○8番（高道洋子君） わかりました。

最後なのでございますけれども、責任問題といたしたらちょっと語弊、まだできる前から言うのも何なのでございますけれども、業者さんですから、多分お金を出すほうも、その子がどれほど成績が上がったか、また、進学率はどうか、就職率どうか、落ちこぼれがないように

やはり数値目標というのを設けると思うのです。多分設けると思うし、1年、また半年ぐらいで評価を出して指導方法がどうなのかということも多分高校の成績を見ながら、多分評価していくと思うのですけれども。

そして、予算書を見ますと、2年間で6,000万円ということになっておりますが、なかなか成績が上がらなかつたり、費用対効果といったらおかしいのですけれども、それだけのお金を投資するに当たっての評価、そこら辺の責任というか、そこら辺どうなのでしょう。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○答弁（安久津勝彦君） お答えをいたします。

この間、この公設民営塾設置に関しましては、教育委員会、さらには高校、具体的に言えば校長先生なんかともこの可否についていろいろ御相談もさせていただいています。

これまた御理解をお願いしたいのは、足寄高校は道立の高等学校でありますから、ですから、ここの足寄高校と業者さんと直接のやり取りというのは、これは難しいと。これはもうぜひ御理解をいただきたいなど。

私どもは、そういう認識であります。

ただ、そうはいっても、今、議員仰せのとおり、効果がどうかだとかそういった部分。これは、当然、可能な限りの連携ということは私ども、これはむしろ町、そして直接ということにはなりませんから、そこら辺はこれからいろいろな形をとりながらその検証なんかもしなければいけないだろうというふうに思っていますし。

結果、1年でということにはならないでしょうけれども、やっぱり今回予定しているのは3年間ということで予定していますけれども、その中でさっぱり成績、効果上がらないぞということであれば、当然、契約そのものがいいのかどうかというのは、当然そういう議論が出てくるのはあるのだというふうに思っています。

この間のやり取りの中では、保護者の方も

含めて一番御理解いただける、目に見えるというのは、進学。これは、もう国立行っているのも含めて。

途中経過では、5年間で東大合格なんていう、そういうことのコネクトでやりたいというお話もあったのですが、私はそのことは求めません。

当然、進学も当然あれですけども、この間の相談の中で私が一番魅力を感じたというのは、今、足寄高校には不登校の子はいません。いませんけれども、社長とのやり取りの中で、仮に学校に行けない子でも引き受け可能ですよと。

それから、成績。すなわち、足寄高校のトップクラスの生徒さん。これは、実は、柏葉高校のトップクラスの皆さんとそんな引けとらないのですよと。

一番高校で苦勞されているというのは、幅が広いということです。入学する子供さん。

これもまた極論の言い方するのを誤解しないでほしいのですけれども、0点でない限りは入学できるということです。定数割れしていますから。

ですから、この幅が広くて、この対応もやはり先生方も一番個別指導、これは可能な限りやっていただいていますけれども、これはどうしても限界もあると。

この間の協議の中では、そういった子供たちも、これは時間かかるかもしれませんが、そういった子供たちも受入可能。

すなわち、この塾の方針自体が、全国展開していますけれども、個別指導ということなのです。

ですから、教室に30人、40人集めて先生が黒板にこういう、すなわち学校の授業とは違ふと。

最新のタブレットなんかも導入をしながら、塾に行って勉強をする時間もあるでしょうし、そのタブレットを持っていて自宅という、そこで学習をしていただくというようないろいろな多様な方法、すなわち個別指導で対応をするという、そういう説明を受けてお

りますから、私は現段階では大いに期待をしている。

すなわち、足寄高校全体の成績の底上げを図ることができるのではないかと。

そういう中で、それこそ例えば、医科大学に入学できただとか、そういうことも期待をするわけでありましてけれども、そのことは私個人としては、それを第一義的にしようという考え方は持っておりません。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

9番高橋君。

○9番（高橋健一君） 今回の指定管理者の高橋宏幸君は私が塾をやっていたときの塾生であります。非常に明るい子で、愛町心に富んだすばらしい青年だと認識しております。

しかしながら、今、高道議員もおっしゃったように、大切な町財、税金を使ってやる事業ですので、それなりの責任はきっちりとしていただかなければいけないと思っております。

やはり、自分も塾を経営する中で、大変な仕事だというふうに認識しています。

何度もやめようかと思いましたが、その都度、時と場合によって修正を余儀なくされてきました。

だから、今回も高校生だけと限定してはいますが、第5条に関しては、前項に定める者、町長が認める者と書いてありますので、それは全部高校生にただ限定しているだけのものではないと認識しておりますけれども、やはり大変だと。

そして、町営ということですから、町民の理解がすごく大事だと。

それから、今、町長ちょっと高校の先生に対してはちょっと距離があると言っていましたけれども、これはいけないのではないのかと思う。やはり、先生方とも業者ともかなり強い連携を持ってやらなければどこかで大変なことになるのではないかと、そういうことを危惧しております。

ぜひ成功させていただきたいのですけれども、老婆心ながら町長にはまだまだ言いたいこともあるのですけれども、頑張ってくださいとともに、例えば、議員らに対しても例えば授業参観を受けさせてもらうとか、または説明責任です。いろいろな定期的に町民に対して、こういうことをやっているのですよという報告、議員に対しても報告をしていただければありがたいなど。

そういう要望で、私の発言を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（吉田敏男君） 今の関係について、町長、答弁。

○町長（安久津勝彦君） 学校との連携について、ちょっと触れられておりました。

先ほど、お話し申し上げたとおり、業者と高校の関係、これ直接高校に出入りしてという、これはちょっと原則だめということであります。

ただ、現実としては、校長先生ともいろいろな協議をさせていただいて、当然、高校の先生方にも校長先生のほうから町の方針をしっかりと伝えていただいていますし。

これは、変なボタンのかけ違いをすると、それこそ先生方の中で、もう町でやるのだから任せておけと。俺たちはまあ授業時間中だけ相對。こんなことにはならないということも含め、これは道教委のほうとも話をしていますけれども、そこは大丈夫と。

事前に、町が、今目指しているのは、日にはまだ確定していませんけれども、9月からいきたいというふうに思っているのですが、校長先生のほうから全教職員の皆様方に対して、逆にいえば先生方からこの公設民営塾に対して要望する項目等があればということで、そういった取りまとめもしていただいているというふうに聞いておりますから、近々そういったことも含めて具体の業者との相談についても、そういったこともしっかり反映をさせていきたいというふうに思っていますし。

それから、当然、途中経過。実際に数カ月

たったときに成績が本当に上がっているのかどうなのか。間違っても、成績が下がっているなんてことにはあっては、これはならないわけですから。

当然、これは税金を投下をして公設塾を設置をするということですから、そういったことはしっかりやっていきたいと思っています。

それからもう一つ、参考までにお話しさせていただくと、先ほど、小中校の塾、それは考えていないというお話ししていただきましたけれども、これは逆に校長先生のほうから足寄高校に進路を選択してもらう一つのあれとして、公設塾を設置するわけですから、どこかの時点で中学生を対象にしたオープンキャンパスではないですけれども、ちょっと体験的なことも考えてくれと、こういう要望もいただいていますから、それは当然そういったことも何日か経験をしていただくということも必要かなというふうに思っていますから、それらのことも含めて業者のほうとしっかり打ち合わせをさせていただきたいというふうに思っておりますし。

それから、当然、これ学習塾もそうですし、それから高校はもう既に一般に授業参観といえますか、開放もして、先月実施もされていますから、これは塾の運営なんかについてもしっかり検討をさせていただいて、議員の皆さん方、あるいは場合によっては保護者の皆さん方にも、どのような塾でどのようなことをやっているのかということも承知をいただくということは大事だというふうに思っていますから、そういったことも含めて業者のほうと打ち合わせ、検討をさせていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第78号足寄町学習塾設置及び管理に関する条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第78号足寄町学習塾設置及び管理に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

### ◎ 議案第79号

○議長(吉田敏男君) 日程第8 議案第79号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第79号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

一つ目としまして、公の施設の名称は、足

寄町学習塾でございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、東京都世田谷区三軒茶屋1丁目41-9、株式会社Birth47代表取締役高橋宏幸氏でございます。

3、指定期間は、平成27年8月5日から平成30年3月31日まででございます。

次に、指定管理者の選定の経過について申し上げます。

公設民営による高校生の学力向上等を目的とした学習塾は、全国的にも数カ所しかなく、足寄高校生への塾運営を担うことが可能な団体は非常に限られ、その運営方法も確立されていない状況にあります。

足寄町の風土、足寄高校生の気質、生徒間の大きな学力差を理解し、将来の地域を担う人材育成といった観点も踏まえ、効率的かつ効果的に足寄町学習塾を運営できる団体は、代表者が足寄町かつ足寄高校出身で、個別指導方式の学習塾を全国で約40カ所、スポーツスクールを約30カ所運営し、経験豊富なスタッフと多くの提携企業を持ち、経営状態も安定し、この公設民営塾に構想段階から強い愛郷心と熱意を持って提案いただいた株式会社Birth47しかないと判断し、足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定に基づき公募によらず指定管理者の候補者として株式会社Birth47と協議を行うこととしたところでございます。

協議につきましては、本年6月以来十数回の協議を行い、協定書の内容等について協議を行い、基本合意が得られたところでございます。

選定委員会は、平成27年7月24日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、株式会社Birth47が指定管理者の候補として選定されたところでございます。

指定管理者の選定理由につきましては、先ほどの選定経過と重複いたしますけれども、

まず1点目といたしまして、公設民営による高校生の学力向上を目的として、利用者、足寄高校生の平等利用の確保及び学力の向上が図られるということでございます。

2点目としまして、B i r t h 4 7は、代表者が足寄町かつ足寄高校出身者であることから、足寄町の風土、足寄高校生の気質、生徒間の大きな学力差を理解し、将来の地域を担う人材育成といった観点も踏まえ、効率的かつ効果的に施設を活用できるものであるということでございます。

3点目といたしまして、全国的にも数少ない公設民営による高校生の学力向上等を目的とした学習塾を管理、運営していくために、個別指導方式の学習塾を全国展開し、経験豊富なスタッフと多くの提携企業を持ち、この公設民営塾に構想段階から熱意を持ってかかわっていただいた株式会社B i r t h 4 7が最適であるということでございます。

4点目としまして、株式会社B i r t h 4 7は、全国各地で学習塾のほかにもスポーツスクールや住宅エクステリア製品の販売及び施工などを行っており、経営も安定しており、多くの提携企業を持っております。

以上のことから、選定委員会の審査を踏まえ、議案として提出させていただいたものでございます。

次に、資料として貼付させていただいた基本協定書について、御説明させていただきます。

14ページをごらんください。

協定書は、第1章から第10章までの10章立てで、56条の条項と別紙5項目で構成されております。

15ページの第1章総則で協定の目的、公共性及び民間事業の趣旨の尊重、用語の定義、管理物件、リスク分担、指定期間及び会計年度などを規定しております。

なお、第7条のリスク分担については、22ページの別紙3リスク分担表で定め、第8条で期間を平成27年8月5日から平成30年3月31日までとしております。

第2章 本業務の範囲と実施条件の第9条で業務範囲を定めているほか、業務の細目及び第11条の実施条件は24ページ以降の仕様書に定めております。

16ページの第3章 本業務の実施で、本業務の実施、職員の配置、業務開始の準備、休館日の設定、第三者による実施、管理施設の修繕等、緊急時の対応、情報管理、個人情報保護等を定めております。

17ページ、第4章では、備品等の管理・使用について定めております。

第5章 業務実施に係る甲の確認事項で、事業計画書、月報の提出、事業報告書、業務実施状況の確認と改善勧告について定めております。

第6章 指定管理料及び利用料では、指定管理料・利用料等の収入の取り扱い、利用料金の徹底などを定めております。

18ページ、第7章 損害賠償及び不可抗力では、損害賠償等、保険、不可抗力発生時の対応等を定めております。

第8章 指定期間の満了では、業務の引継ぎ等、原状回復義務などを定めております。

19ページ、第9章では、指定期間満了以前の指定の取り消しについて定めております。

第10章 その他では、著作権等の使用、権利・義務の譲渡の禁止、連絡調整会議等の設置、20ページになりますが、暴力団関係者の排除、本業務の範囲以外の業務、協定の変更、疑義についての協議などを定めております。

なお、21ページ以降に、別紙1としまして用語の定義、別紙2としまして管理物件、別紙3としましてリスク分担表、別紙4としまして仕様書、別紙5としまして個人情報取扱特記事項を定めております。

なお、事業の実施に当たって、本協定書に基づき本議会に本年度の指定管理料の予算及び債務負担行為の補正予算を計上しております。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

きますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第79号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第79号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第80号

○議長（吉田敏男君） 日程第9 議案第80号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第80号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第80号平成27年度足寄町一般会計

補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ8,211万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億7,671万3,000円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

12ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費におきまして、強い農業づくり事業補助金といたしまして255万円を計上いたしました。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費におきまして、プレミアム付商品券追加発行支援事業補助金といたしまして453万5,000円を計上いたしました。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第13節委託料におきまして、足寄町学習塾管理運営業務といたしまして3,499万2,000円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第2項小学校費、第3目学校建設費におきまして、小学校教員住宅新築事業といたしまして、総額で3,946万3,000円を計上いたしました。

歳出は以上で、8ページにお戻りください。

歳入につきましては、第10款地方交付税におきまして、普通交付税といたしまして8,918万円を計上いたしました。

第14款国庫支出金、第15款道支出金におきまして、それぞれ事業費見合いの補助金、交付金を計上しております。

第18款繰入金、第1項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を6,796万9,000円減額しております。

第21款町債、第1項町債におきまして、過疎対策事業債を930万円減額し、臨時財政対策債といたしまして1,419万8,000円を計上しております。



以上が、歳入の主な事項でございます。

2ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為1件、3ページの第3表、地方債補正変更2件をお願いしてございます。

以上で、議案第80号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第80号平成27年度足寄町一般会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

12ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 第7款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 12ページから14ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳出総括ございませんか。

4番木村君。

○4番（木村明雄君） ここで、学習塾のことなのですが、ちょっと心配だなということがありました。

それは、各地域、各町からやはり子供たちを集めてきて、そしてここで学習塾をしているということになると、これは子供たちのためにやはり宿泊施設というのかな。これらに

ついて、考えているのか、確保ができているのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 答弁、町長。

○町長（安久津勝彦君） お答えをいたします。

足寄町外から足寄高校を希望する方、これは希望的観測も含めて、希望してくれる生徒さんもいらっしゃるかというふうに思っております。

将来的には、これは高橋社長とも話ししているのですが、将来的には、下宿等の建設ということも含めて話題には上っているのですが、ただ、高橋社長の意向としても、施設を建てるというよりも、これは流動性もあるから、これをこれからの街中の地方創生の関係の空き住宅等々のこともありますから、本来であれば、望むところは、既に子育てを終わった家庭で子供の部屋二つ空いているよというようなところがあるとなれば、そういう方々が一人、二人下宿受け入れてもいいよねと、そういう体制ができないかねという、そんな話はしております。

現段階では、寮あるいは下宿の建設ということは、具体的な計画はもっておりません。

当面として、実は、ことし町外から4名の方でしたか入学いただいたのですが、2名については、一人は帯広の生徒さん、一人は札幌から来た生徒さん。これは、北側の一時居宅のところ、ここに2名、今現在入っているということでございます。

若干名であれば、まだここでの受入も可能かなという思いはしていますけれども、そこら辺の見通しについては、これからまた。

ただ、建物ですから、10人来たから入るところないぞと言われても、なかなかすぐ対応できるかというと、現実には厳しい面もあるかなというふうに思いますけれども、そこら辺は創意工夫をしながら何とか対応をしていきたい。

目指すところは、ともかく地元の子供たちがともかく足寄高校を希望してほしいという

そういうことですので、ぜひ御理解  
いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に歳出総括ござい  
ませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 8ページにお戻りく  
ださい。

歳入に入ります。

8ページから11ページ、歳入一括で行い  
ます。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 歳入総括ございま  
せんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 2ページにお戻りく  
ださい。

債務負担行為1件、質疑はございませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 3ページをお開き  
ください。

第3表、地方債補正変更2件、質疑はござ  
いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 全体に対する総括  
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで、質疑を終わ  
ります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま  
す。

これで、討論を終わります。

これから、議案第80号平成27年度足寄  
町一般会計補正予算（第4号）の件を採決を  
します。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第80号平成27年度足  
寄町一般会計補正予算（第4号）の件は、原  
案のとおり可決されました。

#### ◎ 閉会宣告

○議長（吉田敏男君） これをもって、本臨  
時会に付議されました案件の審議は、全部終  
了をいたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成27年第4回足寄町議会臨時会を閉会  
をいたします。

午前11時30分 閉会